

一 関市入札制度等改革本部からの中間報告に対する質問事項

| No. | 会派名等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|---|---|
| 1 | 一関みらい | ① 水道工事関係職員、建設工事(建築、電気、機械)関係職員への内部調査では限界があると思われるので、第三者委員会等の聴取を専門とする機関が行うべきと考えるがいかかか。 | 職員への聞き取り調査は、入札事務の迅速な再開を判断するために、逮捕、起訴された案件以外での職員による情報漏えいの有無を調査したものである。 入札制度に関しては入札制度等改革本部の外部委員に対し意見照会を行っている。 |
| 2 | | ② 平成30年度から令和5年度まで、落札率90%以上のものが何件あるのか伺う。 | 落札率90%以上 水道工事172件/199件、管工事160件/161件 ①水道工事 平成30年度:29件/30件、令和元年度:35件/38件、令和2年度:25件/30件、令和3年度:25件/34件、令和4年度:33件/36件、令和5年度:25件/31件 合計:172件/199件 ②管工事 平成30年度:40件/41件、令和元年度:25件、令和2年度:21件、令和3年度:28件、令和4年度:30件、令和5年度:16件 合計:160件/161件 |
| 3 | | ③ 入札の不調は、平成30年度から令和5年度までの間に何件か伺う | 平成30年度:40件、令和元年度:27件、令和2年度:32件、令和3年度:30件、令和4年度:40件、令和5年度:23件 合計:192件 |
| 4 | | ④ 入札事務について、他市との比較内容について伺う | 基本的な入札事務の流れ、進め方に大きな違いはないが、入札方式が異なっている。 ・(原則) 総合評価落札方式 岩手県 (R5年度実績: 契約件数 859件、契約金額 503億351万円) 盛岡市 (R5年度実績: 契約件数 168件、契約金額 104億4,324万円) ・(原則) 一般競争 陸前高田市、釜石市 (市内業者) ・ 一般競争及び指名競争の併用 宮古市、花巻市、北上市、遠野市、八幡平市、栗原市、登米市、一関市 (R5年度実績: 一般…契約件数 109件、契約金額48億3,380万円、指名競争…契約件数 176件、契約金額 11億7,999万円) ・ 指名競争入札のみ 大船渡市、久慈市、釜石市 (市外業者)、二戸市、奥州市、滝沢市 |

| No. | 会派名等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|---|---|
| 5 | 一関みらい | ⑤ 入札事務について県との比較はしないのか伺う | <p>県の入札事務との比較は、県がホームページで公表している入札結果（平均落札率等）資料により行っている。</p> <p>基本的な入札事務の流れに大きな違いはないが、県は全て予定価格を事前公表とした条件付一般競争入札で実施し、そのほとんどが総合評価落札方式となっている。</p> <p>なお、岩手県と市町村では、契約件数、1件当たりの平均契約金額など、大きく異なることから、県内他市と同列に比較を行うことは困難と捉えている。（R5年度実績（平均契約金額）：県6,365.7万円、一関市2,110.1万円）</p> |
| 6 | | ⑥ 一関市には、指名停止期間を事件により定めた規定はあるか伺う | <p>指名停止に関し、今回の事件を受け、新たに定めた規定はない。</p> <p>なお、一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱別表第2において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈賄 ・独占禁止法違反 ・公契約関係競売等妨害又は談合 ・建設業法違反 <p>等の違反行為に係る指名停止の要件、期間を定めている。</p> |
| 7 | | ⑦ 指名停止期間の24か月は、どのような理由で決定したのか。また、その根拠はあるのか伺う。 | <p>一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱別表第2第1号（贈賄）及び第3号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するもの。</p> <p>要綱第8第1項において、1つの事案について2以上の措置要件に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものを指名停止期間とするとしているが、今回の事案については、いずれも指名停止期間が12月となっている。</p> <p>また、本事案は複数年にわたり、複数の工事において措置要件に該当することから、指名停止期間を最大2倍まで延長することができるとしている要綱第8第4号を適用し、指名停止期間を2倍に延長したもの。（停止期間24月）</p> |
| 8 | | ⑧ 職員倫理規程の贈与等の報告で、「職員は、事業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は講演等の報酬の支払いを受けたときは、その金額や年月日、相手方などを記載した贈与等報告書を提出する。」とあるが、これは業者との癒着につながることを想定されるため、金額如何を問わず、利害関係者からの金銭の授受は認められないと考えるのがいかか伺う。 | <p>今回検討した一関市職員倫理規程（案）においては、金額の如何を問わず、特別な場合を除き、利害関係者からの金銭の授受を認めていない。</p> <p>5,000円を超える金銭等の授受を受けた場合の報告の規定は主に利害関係者以外からの授受を想定しているものであり、報告書により、当該授受に問題がないかどうかを確認するものである。</p> |

| No. | 会派名等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|---|---|
| 9 | 一関みらい | ⑨ 9月3日の裁判で、業者間談合があったと検察側が主張したが、この事案について市は調査すべきと考えるがいかがか伺う。 | 談合等の犯罪捜査は、捜査機関が行うべきものとする。 確実な談合の情報があれば、公正取引委員会及び警察に通報することとなる。 |
| 10 | | ⑩ 入札時の金抜設計書の数値は、「一式」という明示はないのか。 | 設計書において、単価×数量によらない計算のものは一式として示している。 |
| 11 | | ⑪ 市民オンブズマンいわての会長を務める井上博夫氏（岩手大学名誉教授）のコメントが読売新聞に掲載された。その内容は「市が8月末にまとめた中間報告書では、改革という本気度は感じられなかった」とあり、つづいて官製談合が起きる原因は「大きく①市場構造の問題②入札制度・仕組の問題③役所や職員の倫理。の3つに分けられる。なかでも競争的な市場構造を整えることや不正発覚時に企業側へ罰則を科せるようにするなど、公正な制度づくりをすることが最重要だ。市は逮捕された元職員ら個人の事件として矮小化せず原因の究明と制度改革を進めていくべきだ」との内容だった。井上博夫氏の「本気度が感じとれなかった」というコメントに対して、行政として異議を申し立てるべきと思料するがいかがか。さらに不正発覚時に企業側への罰則を科すべきものとしているが、それが可能であるかどうかについて、行政として言辞を述べるべきと思うがいかがか。 | 中間報告は、これまで一関市入札制度等改革本部で協議、検討した市が行っている入札の現状や、入札事務・落札率の他市との比較、公務員倫理の確立に向けた取組などを取りまとめたものであり、入札事務の見直し、改善などの内容は今後、同本部で協議、検討する。 |
| 12 | 清和会 | ① 中間報告3ページの2、事件の概要の(1)元職員に係る事件の概要中、(株)永沢水道工業（以下N社）の元役員が元職員から入札情報を教授された案件中、N社ではなく他の業者が落札した案件が2件ある。N社は予定価格を上回って入札しているようだが、このいきさつをどのように考えるか。 | 入札への参加の有無や、参加した場合の入札額に関しては、その入札に付される工事の内容や、その時に請け負っている工事の状況などにより、各業者が判断しているものと捉えている。 |
| 13 | | ② 中間報告3ページの2、事件の概要、N社とフジテック岩手（以下F社）が事件に関わる業者と記されている。両社の経営責任者から、今回の事件の責任等を聴取する必要があると考えるがいかがか。 | 談合等の犯罪捜査は、警察や検察などの捜査機関が行うべきものとする。 また、今回の事件の動機や背景などについては、裁判において明らかにされることから、傍聴などによりその内容を把握し、入札制度等の改革に生かしていく。 |
| 14 | | ③ 中間報告6ページの(2)では、職員への聴取結果が記載されているが、職員が退職した後に関係団体や業者に天下りしている実態について調査する必要があると考えるがいかがか。 | 職員が退職した後の再就職については、「一関市職員の退職管理に関する条例」に基づき、毎年度、調査を実施しており、今後も継続して実施する。 |

| No. | 会派名等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 15 | 清和会 | ④ 中間報告9ページの入札結果の検証について、落札業者を明確にする必要があるのではないかと。 | 落札率が100%であった入札について、その要因について分析を行ったものであり、どの業者が落札したかが分析の主眼ではないことから、落札者を記載しなかったものである。 |
| 16 | | ⑤ 今回の事案を2人の職員に限って生じた特殊ケースとして捉えるのではなく、経過や業界の実態に踏み込んで調べる必要があると考えるが、そのような考えはないか伺う。 | 個人の問題として捉えず、入札事務の改善、見直しを検討することとしている。 |
| 17 | | ⑥ ・指名停止期間を両社とも24か月間と決めた根拠は何か伺う (参考：国土交通省ではN社に対し5か月間の停止としている) ・N社は、官製談合防止法違反、公契約関係競売等妨害及び加重収賄の罪に対し、F社は官製談合防止法違反、公契約関係競売等妨害となっており、加重収賄という大きな罪の有無の違いがあるかと考えるが、同じ指名停止期間とした理由を伺う。 | No.7の回答のとおり。 |
| 18 | | ⑦ 一関市職員倫理規程の概要とあるが、これはいつどこで規定されて、職員にはどのように示されているのか。 | 市の訓令として、例規としての体裁を整え、9月中に制定し、施行する予定である。 職員への周知方法については検討中。 |
| 19 | | ⑧ 今回、この一関市職員倫理規程を制定するのであれば、この内容について、どのように検討されたのか。 | 一関市入札制度等改革本部及び本部内の法令遵守確立検討部会において、国、県及び近隣他市を比較し、当市に合わせた内容について検討を重ねた。 |
| 20 | | ⑨ 対象となる職員が、地方公務員法第3条第2項に規定されている一般職に属する一関市職員ということであるが、これら職員に限定されているのはなぜか。 | 会計年度任用職員及び再任用職員等も一般職に含まれ、一般職以外は地方公務員法(信用失墜行為の禁止など)の適用を受けない特別職であることから、これを含めないこととした。 |
| 21 | | ⑩ 贈与を受けた場合の報告義務最低金額が5,000円以上となっている根拠は何か。4,999円以下の贈与に関して報告義務がなくてもよいという根拠は何か。 | No.8の回答のとおり利害関係者からの贈与は金額を問わず禁止しており、利害関係者以外からの冠婚葬祭におけるご祝儀、お悔み等を想定したとき、国、他市町村の規定例も踏まえ、社会通年上常識的な範囲の額として設定したものの。 |
| 22 | | ⑪ なぜ今まで「服務規範、倫理規程」がなかったのか。 | 地方公務員法第33条において、信用失墜行為の禁止が定義されており、これの周知及び徹底については、これまで、職員研修で「公務員倫理」として実施してきたが、今回の事案発生を受け、一関市職員倫理規程として具体的に行動規範を定義することとした。 |
| 23 | | ⑫ 職員倫理規程について、異動した職員の異動先における利害関係者との関わりの規定等も検討すべきではないか。 | 異動した職員の利害関係者についての規定も設けている。 |

| No. | 会派名等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|--|---|
| 24 | 清和会 | ⑬ 元市職員及び建設部都市整備課職員に係る事件の概要の中にある、業者への入札情報の教示とは、具体的にどのように教示したのか。 | 元市職員については、9月3日の公判において、携帯電話のショートメッセージサービスを利用して、設計金額を教示したとされている。 都市整備課職員については、報道によると、携帯電話を利用して、設計金額を教示したとのことである。 |
| 25 | | ⑭ ・ 予定価格の事前公表のメリットとデメリットをどのように捉えているか。 ・ 県内で予定価格の事前公表をしている自治体は。 ・ なぜ一関市では実施していないのか。 ・ 実施している自治体はなぜ実施していると考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ メリットについては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 官製談合はなくなる、 ・ 原則入札不調は発生しない などが挙げられる。 デメリットについては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者間談合が容易に行われる可能性 ・ 最低制限価格を類推させることによるダンピングの助長 ・ 業者の積算能力向上の阻害 などが懸念される。 ・ 予定価格を事前公表している県内の自治体は、岩手県及び宮古市の2自治体である。 ・ 当市では、平成20年度までは予定価格を事前公表していたが、建設業団体からの要望及び国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、事後公表としている。 ・ メリットとデメリットの比較衡量によるものと考える。 |
| 26 | | ⑮ 入札不調となった際の再入札までの事務的な流れと再入札までの期間について伺う。また、再々不調の場合はどのような手続きとなるのか。 | <p>入札結果により取扱いが異なるが、</p> <p>① 予定価格と最低入札価格が少差の場合は、最低入札価格で入札した者との随意契約に移行（入札後1週間程度）</p> <p>② 入札書と併せて提出される工事費内訳書により設計内容を分析し、再積算が必要な場合は、再積算のうえ、当初入札と同じ等級の業者を対象に再入札を執行（入札後1～2月程度）</p> <p>③ 工事費内訳書により設計内容を分析し、再積算がほぼ不要な場合は、等級または指名対象範囲を変更して入札執行（入札後2月程度）としている。</p> <p>再々不調の場合は①～③のいずれかで実施している。</p> |
| 27 | | ⑯ 建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果の中に、「入札不調があると落ち込んでいた。」との回答があったが、入札不調となった際の市のダメージと職員の精神的なダメージをどのように捉えているか。 | <p>市としては、当初の予定より工事が遅れることや入札事務の増が考えられる。</p> <p>職員のメンタル的な部分については、事業の状況や内容、職位、個人の性格などにより異なると考える。</p> |
| 28 | | ⑰ 公文書開示請求について、請求のあった業者等に開示しているとのことだが、応札した全業者に開示しているという理解でよいか。 | 開示請求は誰でも行うことができ、情報公開条例に基づき開示請求のあった者に対して開示している。 |

| No. | 会派名等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------------|--|---|
| 29 | 清和会 | ⑱ 当市の平均落札率が突出して高いわけではないが、岩手県及び県内他市に比べ、高い傾向にある要因の一つとして、市内業者の工事費の積算精度が高くなっているのではないかと分析しているが、さらに掘り下げ、積算精度が高くなった要因をどのように捉えているか。 | 工事費等の積算はシステム化され、積算方法がある程度統一化されており、工事等の入札に当たっては、工事内容が記載された設計書が公表されていることから、歩掛（積算に当たって作業の時間や作業日数を数値化したもの）や資材単価がわかれば、設計額とほぼ同程度に工事費の積算ができるものと捉えている。 |
| 30 | 輝郷会 | ① 予定価格を事前公表している岩手県及び宮古市との落札率の比較について伺う。 | 平成20年度から令和4年度までの平均落札率は、岩手県が89.7%、宮古市が93.5%であり、一関市の96.0%よりも低く、県及び市の全体平均93.4%よりは低い又は同程度となっている。 |
| 31 | | ② 他市と比較して、契約に関する開示請求件数が多いとされているが ・請求者の内訳は（業者又は個人等） ・請求件数と落札率との相関関係をどのように捉えているか | 令和5年度における契約に関する開示請求の請求者の内訳は、413件中、個人が143件、法人その他の団体が270件である。 あくまでも推測となるが、請求件数が増え、業者の積算精度は上がっているものと捉えており、落札率にも影響は与えているものと考ええる。 |
| 32 | | ③ 過去に総合評価方式を導入したが、結果として継続されなかった経緯と、今回のことを受け再検討する考えはあるのか伺う。 | 総合評価方式は、価格のみで落札者を決定する落札方式に比べ、業者選定（決定）までに多くの事務と時間を要するが、当市で総合評価方式を試行した結果については、価格のみで落札者を決定する場合と選定業者は、ほぼ変わらなかったことから、現在、試行を停止している。 総合評価方式の導入も含め、入札事務の見直し、改善について検討を行う。 |
| 33 | | ④ 職員倫理規程の概要、クの贈与等の報告について、1件5,000円を超えるとあるが、講演等の報酬は理解ができるが、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与等を受けたとき」の具体的内容について伺う。 | 主に利害関係者以外からの授受で、冠婚葬祭におけるご祝儀、お悔み等が想定される。 |
| 34 | 日本共産党 一関市議団 | ① 公正公平な入札を進める立場から、業者間の談合について実態調査する必要があるのではないかと。 | No.9の回答のとおり。 |
| 35 | | ② (1)一関市職員倫理規定の概要7「贈与等の報告」 職員は、業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたときは贈与等報告書を提出とあるが、その金額の根拠について伺う。 また、利害関係の有無に関わらず、業者からの金銭等の授受・接待等は認められないと考えるがいかがか。 | No.8及びNo.21の回答のとおり。 |
| 36 | | ③ 適正化法において、適正金額による契約締結のための内訳書の提出を行っているのか。 また、施工体制台帳作成を行っているのか。 | 建設工事の全てにおいて内訳書の提出を求めている。建設関連業務は実施していない。 施工体制台帳は、下請負がある場合は必ず作成している。 |

| No. | 会派名等 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------------|--|--|
| 37 | 日本共産党 一関市議団 | ④ 苦情処理手続きについて、適正化指針では「明確に定め、透明性のある公正な競争を確保する」とあるが、当市の苦情処理の状況は。 | 入札事務に関する苦情処理の手続は定めていないが、指名競争入札における指名の基準や入札結果など、入札及び契約に関する苦情については、他の苦情と同様に、経過や理由を丁寧に説明するとともに、苦情や申出の内容を検討し、回答している。 なお、業者からの申出としては、入札における失格又は無効の理由の説明を求める問い合わせが年間数件程度ある。 |
| 38 | | ⑤ 内部通報窓口は、整備されているか。 | 平成18年に一関市職員公益通報制度実施要領を定め、総務部職員課に通報窓口を設置している。 |
| 39 | | ⑥ 職員の聞き取り調査は書面提出とあるが、提出方法はどのようなものか（記名・無記名か、回収方法等）。 | 回答内容の真偽確認が必要なことから、記名によることとし、内部情報システムを用いて、直接職員課長へ文書ファイルで提出する方法とした。 |
| 40 | | ⑦ 不正を行った企業側に対して、罰則の強化等について検討しているか。 | 入札に関し不正を行った業者に対する罰則については、その不正の内容により刑法や独占禁止法に定められており、市町村が独自に条例により定めるものではないと捉えている。 なお、不正に対する措置として市町村が行っているものは、指名停止や入札参加資格の取消しがあるが、停止期間や措置要件については検討部会において協議する予定としている。 |